

掲 示 用

長野市告示第38号

長野市ながのビッグプレミアム商品券事業実施要綱を次のように定めます。

令和8年1月30日

長野市長 荻原健司

長野市ながのビッグプレミアム商品券事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、食料品の価格その他の物価の高騰の影響を受けている市民等を支援するとともに、市民の消費を下支えし、市内の経済の活性化を図るため、市がながのビッグプレミアム商品券に係る事業を予算の範囲内で実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ながのビッグプレミアム商品券 市が販売し、販売額と当該販売額の50パーセントに相当する額との合計額が額面となる商品券をいう。
- (2) 購入引換券 市が発行するながのビッグプレミアム商品券の購入引換券をいう。

(申込対象者及び購入申込対象者)

第3 ながのビッグプレミアム商品券の申込みに係る対象者（以下「申込対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 令和8年2月1日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 令和8年2月2日から同年3月31日までの間において、本市への転入等に伴い、住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記録された者
- (3) 令和8年4月1日から同月10日までの間において、本市への転入等に伴い、住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記録された者
- (4) 前3号に掲げる者に準ずる者として市長が特に認める者

2 申込対象者のうち、ながのビッグプレミアム商品券の購入の申込みをし、及び購入引換券の交付を受けることができる者（以下「購入申込対象者」という。）は、申込対象者が属する世帯の世帯主とする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に認める者は、購入申込対象者とする。

(ながのビッグプレミアム商品券の販売額等)

第4 ながのビッグプレミアム商品券の販売額は、次のとおりとする。

- (1) 1冊当たり額面1万5,000円のながのビッグプレミアム商品券を1万円で販売すること。
- (2) 1冊当たり額面7,500円のながのビッグプレミアム商品券を5,000円で販売すること。

2 ながのビッグプレミアム商品券の1枚当たりの額面は、1,000円又は500円とする。

3 ながのビッグプレミアム商品券の券種は、大型店（資本金の額又は出資の総額が5,000万円以上の法人が営む店舗、事業所等その他市長が別に定める店舗、事業所等をいう。以下同じ。）及び中小店（店舗、事業所等のうち、大型店を除く店舗、事業所等をいう。以下同じ。）で利用できるもの（以下「大型店・中小店共通券」

という。)又は中小店に限り利用できるもの(以下「中小店専用券」という。)とする。

(ながのビッグプレミアム商品券の利用に係る条件等)

第5 ながのビッグプレミアム商品券は、第10第2項の取扱登録店における特定取引(物品又は飲食物の販売又は提供、役務の提供その他市長が適当と認めるものをいい、次に掲げるものを除く。以下同じ。)に係る支払手段として、これを利用することができるものとする。

- (1) 国及び地方公共団体の公租公課の支払
- (2) 電気、ガス、水道及び電話の料金の支払
- (3) プラチナ、金、銀、有価証券その他の換金性の高いものに係る取引
- (4) 不動産に係る取引
- (5) 現金との換金
- (6) 通信販売の支払
- (7) 金融商品に係る取引
- (8) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に規定する製造たばこに係る取引
- (9) 事業に要する備品、原材料等の仕入れに係る取引
- (10) 医療保険、介護保険等における一部負担金及び処方箋が必要となる医薬品に係る取引
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業(以下「性風俗関連特殊営業」という。)に係る取引
- (12) 政治的若しくは宗教的なもの又は公序良俗に反するものに係る取引
- (13) その他ながのビッグプレミアム商品券を利用することが適当でない物品又は飲食物の販売又は提供、役務の提供等として市長が別に定める取引

2 ながのビッグプレミアム商品券を利用することができる期間は、令和8年4月27日以後の市長が別に定める日から同年8月31日までとする。

3 特定取引に利用されたながのビッグプレミアム商品券の額面の合計額が当該特定取引に係る支払額を上回るときに、第10第1項の特定事業者から当該ながのビッグプレミアム商品券の利用者に対して、当該額面の合計額と当該支払額との差額に相当する額の金銭の支払を行うことはできないものとする。

4 ながのビッグプレミアム商品券は、売買及び交換を行うことはできないものとする。

5 ながのビッグプレミアム商品券は、大型店・中小店共通券にあつては大型店及び中小店で、中小店専用券にあつては中小店でそれぞれ利用することができるものとする。

6 ながのビッグプレミアム商品券の紛失及び盗難並びに第2項の期間の終了等により、当該ながのビッグプレミアム商品券を購入した者等又は第10第1項の特定事業者に損害が生じて、市はその責めを負わないものとする。

(ながのビッグプレミアム商品券の購入申込み)

第6 購入申込対象者のうち、ながのビッグプレミアム商品券の購入を申し込もうとする者（以下「購入申込者」という。）は、ながのビッグプレミアム商品券に係る購入申込書により、ながのビッグプレミアム商品券の購入を希望する冊数、金額及び場所等について市長に申し込むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、購入申込者は、当該購入申込者の利用に係る電子計算機と市の利用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を利用して、市長が別に定めるところにより、市長にながのビッグプレミアム商品券の購入を申し込むことができる。

3 前2項の規定による申込みに係る受付の期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 第3第1項第1号及び第2号に掲げる者 令和8年3月2日から同月31日まで

(2) 第3第1項第3号に掲げる者 令和8年4月1日から同月15日まで

(3) 第3第1項第4号に掲げる者 市長が別に定める期間

4 第1項又は第2項の規定による申込みは、1世帯につき、いずれか1回（当該申込みをした日以後に当該世帯に係る申込対象者が増加した場合その他市長が必要と認める場合は、市長が指定する回数）までとする。

5 第1項又は第2項の規定による申込みに係るながのビッグプレミアム商品券の金額は、申込対象者1人につき、ながのビッグプレミアム商品券に係る販売額で3万円分を限度とする。

（購入引換券の交付等）

第7 市長は、第6第1項又は第2項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、購入引換券の交付の可否並びにながのビッグプレミアム商品券を購入することができる冊数、金額及び場所を決定し、購入申込者に購入引換券を交付するものとする。

2 前項の場合において、第6第1項又は第2項の規定による申込みがあったながのビッグプレミアム商品券の購入を希望する冊数の合計数又は金額の合計額が、市で予定しているながのビッグプレミアム商品券の販売冊数の総数又は販売額の総額を超えたときは、第6第5項の規定にかかわらず、市長が別に定める方法により、当該販売冊数の総数及び販売額の総額の範囲内で、申込対象者1人当たりが購入することができるながのビッグプレミアム商品券の冊数及び金額について調整し、決定するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査に当たり、内容の不備その他の理由により第6第1項又は第2項の規定による申込みの内容に疑義があると認めるときは、購入申込者に対し、市長が必要と認める資料の提出及び説明を求めるとともに、相当の期間を定めて必要と認める補正を求めるものとする。

4 市長は、次に掲げる場合は、購入申込者からの第6第1項又は第2項の規定による申込みは取り下げられたものとする。

(1) 前項の規定により市長が必要と認める資料の提出及び説明並びに補正を求めたにもかかわらず、当該資料の提出及び説明並びに補正が行われず、購入引換券の

交付ができなかった場合

- (2) 購入申込者の住所の変更その他の事由により、購入引換券の交付ができず、当該購入申込者に対し、確認その他の市長が必要と認める措置を講じたにもかかわらず、当該交付ができなかった場合

(代理人によるながのビッグプレミアム商品券の購入申込み等)

第8 購入申込対象者の法定代理人（親権者、成年後見人並びに代理権の付与の審判がされた補佐人及び補助人をいう。）その他市長が特に認める者（以下「代理申込者」という。）は、購入申込対象者に代理して、ながのビッグプレミアム商品券の購入の申込みをし、及び購入引換券の交付を受けることができる。

- 2 第6及び第7の規定は、前項の場合について準用する。

(ながのビッグプレミアム商品券の購入)

第9 購入引換券の交付を受けた者、その代理人又は使用者は、市長が指定する場所において当該購入引換券を提示し、ながのビッグプレミアム商品券を購入するものとする。

- 2 前項の規定による購入は、購入引換券に記載されたながのビッグプレミアム商品券の冊数及び金額の範囲内で、現金で行うものとする。

- 3 第1項の規定によりながのビッグプレミアム商品券を購入することができる期間は、令和8年4月27日以後の市長が別に定める日から同年6月30日までとする。

(取扱登録店の登録等)

第10 店舗、事業所等において特定取引を行い、当該特定取引に係る支払手段として利用されたながのビッグプレミアム商品券について第13第1項の換金を行うことができる事業者は、次に掲げる要件の全てを満たし、かつ、その経営する店舗、事業所等が次項の取扱登録店として市長の登録を受けた事業者（以下「特定事業者」という。）とする。

- (1) 事業者の代表者、役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。）又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団関係者（長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第6条第1項に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）その他市長が適当でないと認める者でないこと。

- (2) その他特定事業者に係る要件として市長が必要と認めること。

- 2 取扱登録店（以下「取扱登録店」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす店舗、事業所等とする。

- (1) 市内で建設、運輸、小売、飲食、サービス等に係る市長が別に定める業種の営業を行っていること。

- (2) 特定取引を直接行っていること。

- (3) 政治的若しくは宗教的な営業又は公序良俗に反する営業を行っていないこと。

- (4) 暴力団員、暴力団関係者その他市長が適当でないと認める者がその営業に参画していないこと。

- (5) 第5第1項各号の取引に限り行うものでないこと。

- (6) 性風俗関連特殊営業を行っていないこと。
 - (7) その他取扱登録店に係る要件として市長が必要と認めること。
 - 3 第1項の規定による登録を受けようとする事業者は、市長が別に定めるところにより、当該登録を申し込むものとする。
 - 4 前項の規定による申込みに係る期間は、市長が別に定める。
 - 5 市長は、第3項の規定による申込みに係る内容について審査し、登録の可否を決定し、特定事業者に係る店舗、事業所等を取扱登録店として登録するものとする。
 - 6 前項の登録に当たっては、特定事業者に係る店舗、事業所等を大型店又は中小店のいずれかに分類して行うものとする。
 - 7 特定事業者は、第3項の規定による申込みに係る内容に変更があるとき又は第5項の規定による登録を廃止しようとするときは、市長が別に定めるところにより、市長に申し出るものとする。
- (特定事業者の責務)

第11 特定事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市が配付する取扱登録店であることを示すポスター及びステッカーを当該取扱登録店の店頭その他の分かりやすい場所に掲示すること。
- (2) 取扱登録店において、ながのビッグプレミアム商品券が利用されるときは、偽造されたものその他不正があるものでないかを確認するとともに、当該ながのビッグプレミアム商品券が偽造されたものその他不正があるものであるとき又はその疑いがあるときは、当該ながのビッグプレミアム商品券の利用を拒み、速やかに市に報告すること。
- (3) ながのビッグプレミアム商品券が利用されたときは、当該ながのビッグプレミアム商品券の裏面の所定の欄に取扱登録店の名称の記載又は押印をすること。
- (4) ながのビッグプレミアム商品券の裏面の所定の欄に、既に他の取扱登録店の名称の記載又は押印がされたながのビッグプレミアム商品券の利用は拒むこと。
- (5) 取扱登録店での特定取引におけるながのビッグプレミアム商品券の利用を拒まないこと。
- (6) 自らの物品又は飲食物の販売又は提供、役務の提供等に係る原材料等の仕入れ等の自らの事業に係る取引にながのビッグプレミアム商品券を利用しないこと。
- (7) 大型店においては、中小店専用券の利用は拒むこと。
- (8) 市と適切に連携すること。
- (9) その他特定事業者が遵守すべき事項として市長が必要と認めること。

(登録の取消し)

第12 市長は、次に掲げる場合は、第10第5項の規定による登録を取り消すことがある。

- (1) 特定事業者が、第10第1項に定める要件に反すると認める場合
- (2) 取扱登録店が、第10第2項に定める要件に反すると認める場合
- (3) 特定事業者が、偽りその他の不正な手段により第10第5項の規定による登録を受けたと認める場合
- (4) 特定事業者が、第11各号に定める事項を遵守していないと認める場合

(5) 特定事業者が、詐欺、暴力的な言動、ながのビッグプレミアム商品券に係る事業の妨害その他の不正な手段により第13第1項の換金に係る手続を行ったと認める場合

(6) その他市長が特定事業者及び取扱登録店として適当でないと認める場合
(ながのビッグプレミアム商品券の換金手続)

第13 市長は、取扱登録店での令和8年4月27日以後の市長が別に定める日から同年8月31日までの間の特定取引においてながのビッグプレミアム商品券が利用された場合は、当該取扱登録店に係る特定事業者に対し、当該ながのビッグプレミアム商品券の額面に相当する金額の支払（以下「換金」という。）を行うものとする。

2 換金を求める特定事業者は、特定取引において利用されたながのビッグプレミアム商品券の現物その他市長が必要と認める書類を市長に提出し、換金を申し出るものとする。

3 換金は、特定事業者の金融機関の口座への振り込みの方法により行うものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、市長は、第12の規定により第10第5項の規定による登録を取り消した事業者に対しては、当該登録を取り消した後は、換金を行わないことがある。

5 前各項に定めるもののほか、換金の手続については、市長が別に定める。
(ながのビッグプレミアム商品券に係る周知)

第14 市長は、ながのビッグプレミアム商品券に係る事業の実施に当たり、広報その他の方法により、申込対象者及び購入申込対象者の要件、ながのビッグプレミアム商品券の購入申込み及び購入の方法並びに特定事業者及び取扱登録店の要件及び申込方法等について、周知を行うものとする。

(不当利得の返還請求等)

第15 市長は、偽りその他不正な手段により、購入引換券の交付を受け、又はながのビッグプレミアム商品券を購入したと認める者（以下「返還対象者」という。）があるときは、返還対象者に対し、次に掲げる措置を講ずることがある。

(1) 返還対象者がながのビッグプレミアム商品券を購入する前にあつては、返還対象者に所持している購入引換券の返還を求めること。

(2) 返還対象者がながのビッグプレミアム商品券を購入した後にあつては、返還対象者に所持しているながのビッグプレミアム商品券の返還を求めることその他市長が必要と認める措置を講ずること。

2 市長は、第12の規定により第10第5項の規定による登録を取り消した事業者に対し、換金に係る手続を行ったときは当該換金の額のうち市長が別に定める額の返還を求めることその他市長が必要と認める措置を講ずることがある。

(様式)

第16 この要綱に定める文書の様式については、市長が別に定める。

(補則)

第17 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和7年度分の予算に係るながのビッグプレミアム商品券に係る事業から適用する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。